

第四十四回帝國議會
衆議院

產業組合法中改正法律案外一件
(產業組合法中改正法律案) 委員會會議錄(速記)第二回

會議

大正十年三月十二日午前十時四十分開議

出席委員左ノ如シ

福井 三郎君 木村作次郎君 長谷場 敦君
西川 嘉門君 鐸木三郎兵衛君 梅田 潔君
塚原 嘉藤君 西村 伊亮君 矢野 丑乙君
若林 德懋君 樋渡次右衛門君 高田 耘平君
淺賀長兵衛君 横山勝太郎君 佐竹 庄七君
土井 權大君
出席政府委員左ノ如シ

內務書記官 田子 一民君
農商務省農務局長 岡本英太郎君
農商務書記官 戸田 保忠君
本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

產業組合法中改正法律案

住宅組合法案

○委員長(福井三郎君) ソレデハ是ヨリ開會致シ
マス、開會ニ先ダッテ一言御斷リ申シテ居キマス
ガ、私ハ十日バカリ風ヲ引イテ引込シテ居リマシ
テ、委員ニナツタノモ委員長ニナツタノモ知ラズニ
居リマシテ、公報ヲ見テ驚イタヤウナコトデアリ
マス、爲メニ昨日ハ缺席ヲ致シマシテ、流會ニナリ
マシタサウデゴザイマス、諸君ニ對シテ甚ダ申譯
ノ無イコトデアリマス、サウ云フ次第デアリマス
カラ、ドウゾ御許ヲ下サルヤウニ御願致シマス、議
案ノ審查ヲ委託ヲ受ケマシタ先ツ主眼タル產業組
合法中改正法律案カラ審查スルコトニ致シマス、
之ヲ議題ニ俱シマス、政府ノ提案ノ説明ヲ聽キマ
シテツレカラ質問ノ通告モアリマスカラ、順次質
問ヲ願フコトニ致シマセウ

○戸田政府委員 此度產業組合法中改正法律案ヲ
提出致シマシテ、御審議ヲ煩ハスコトニナリマシ
タノデ、其改正ノ要點ヲ簡單ニ申述ベマス、第一ハ
產業組合ノ事業範圍ノ擴張デアリマシテ、一ハ購
買組合又ハ購買組合ノ聯合會ノ取扱ヒマス物ハ、從

來ハ他カラ購買シタ所ノ物、又ハ生計用ノ物ニ限
ラレテ居タリデアリマスガ、組合ガ自ラ生産シタ
所ノ物ヲモ取扱ヒ得ル途ヲ開キマス同時ニ、生
計用品以外ノ物モ取扱フコトヲ得ル途ヲ開イタ
ノデアリマス、第二點ハ從來ノ生産組合、又ハ生産
組合聯合會ト云ッテ居リマシタノヲ、内容ヲ改正シ
マシテ、其名前ヲ利用組合又ハ利用組合聯合會ト
致シマシタ、其設備ハ從來ハ産業ニ必要ナル設備
ニ限ッテ居リマシタノヲ、産業又ハ經濟ニ必要ナル
設備ヲモ組合ガ爲ス、即チ從來ノ生産組合又ハ同
聯合會、今度ノ法律デ利用組合又ハ聯合會ガ爲シ
得ルヤウニシタノデアリマス、其結果ト致シマシ
テ、組合員ニ住宅ヲ貸付ケルコト云フヤウナコト、又
ハ組合員ニ從來ハ産業用ノ電燈タケデアリマシタ
ガ、夜ノ家計用ノ電燈ヲモ供給スルコトガ出來ル
ト云フコトニナリマシタ、第二點ハ監事ノ權限ノ
擴張デアリマスガ、從來ハ監事ノ權限ガ狹キニ失
シテ居リマシテ、稍、不便ノ點ガアリマシタノデ、
理事ガ缺ケタル場合又ハ組合員ノ請求ガアルニ拘
ラズ、理事ガ總會ヲ招集シナイトキハ、監事ガ總會
ヲ招集スルコトガ出來ルヤウニ致シマシタ、第三
點ハ監督官廳ノ權限ノ擴張デアリマシテ、理事ノ
缺ケマシタ場合ニ、損害ノ生ズル虞アルトキハ、地
方長官ガ假理事ヲ選任スルコトガ出來ルヤウニ致
シマシタ、第四點ハ産業組合聯合會ヲ形造ル所ノ
構成分子ノ範圍ノ擴張デアリマシテ、從來ハ産業
組合聯合會ヲ主トシテ、同シ種類ノ色メナ信用組合
デアルトカ、或ハ購買組合デアルトカ云フ同シ系
統ノ産業組合ノミヲ以テ、組織ヲ構成スルヤウニ
ナツテ居リマシタノデアリマスガ、ソレヲ事業ノ種類
ニ依リマシテハ、廣ク同種異種ノ産業組合、又ハ聯
合會ヲ以テモ造ルヤウニ致シタノデアリマス、其結
果ト致シマシテ、從來ハ信用組合ノ聯合會ニ限リ
テ、多數ノ産業組合又ハ聯合會ノ加入ヲ認メテ居
リマシタノヲ、信用組合聯合會ノ聯合會ヲ除ク外

ニ於キマシテ、信用組合聯合會、或ハ利用組合聯合
會ハ各種ノ産業組合又ハ聯合會ヲ以テ之ヲ組織ス
ルコトガ出來ルヤウニ致シマシタ、販賣組合聯合
會又ハ購買組合ノ聯合會ニ於キマシテハ、矢張同
様ノ組合又ハ聯合會ヲ以テ組織スルコトガ出來ル
ヤウニ致シマシタ、要スルニ産業組合ノ聯合會ナ
ルモノノ範圍ガ狹カッタノヲ、聯合會ノ聯合會ヲ認
メタト云フノガ、主要ナル點デアリマス、第五トシ
マシテハ、是ハ細カイトナリマスガ、只今申述
ベマシタ以外ニ、或ハ登記手續ヲ簡捷ニ致シマス
トカ、其他不備不便ト感ジタ點ヲ此際ニ改正ヲ致
シマシタ、改正ノ要點ハ只今申上ゲマシタ通りデ
アリマス

○委員長(福井三郎君) 質問ノ通告ガアリマスカ
ラシテ、其順ニ土井君ノ御質問ヲ願ヒマス

○土井權大君 此度ノ改正ハ極メテ現代ニ適應シ
タ改正ト思フノデアリマス、此五點ノ改正ガ要點
デアルト云フ御説デアリマシタガ、併ナガラ一番
主要ナルハ第二點デアラウト思フ、一ツハ購買組
合ノ改正、利用組合ノ改正、即チ生産組合ノ改正、
是ガ一點デアラウト思ヒマス、ツレカラ第二點ハ
聯合會ノ組織ノ改正是ガ骨子ニナツテ居ルト思ヒ
マス、其他ハ或ハ管理ニ關スルコト、監督ニ關スル
コト、若クハ登記ニ關スルコトデ事務的ノ事デア
リマス、故ニ此二點ニ付テ同ヒタイト思ヒマス、先
ツ第一ニ購買組合及利用組合ノ事ニ就テ伺ヒタ
イ、ト申スノハ是ハ如何ニモ良イ改正デアッテ、國
民ノ生活安定、國民ノ經濟安定ト云フコトニハ、確
ニ利益ノ有ル改正ト思ヒマスルガ、先日モ本會議
ニ於テ私ノ意見ヲ述べルト同時ニ、政府ニ對シテ
質問ヲ發シタ要點デアリマス、其事ガ殘ッテ居リマ
ス、ツレハドウ云フ事カト申シマス、國民ノ生計
ヲ安定ニシ經濟ヲ安定ニスルガ爲メニ、折角産業
組合法ヲ改正スルト雖モ、一方ニ重要物産同業
組合法ノ改正、若クハ監督ヲ嚴重ニスルニ非ザレ

バ效果ガ無い、ツレハ如何ナル事ヲ申スカト云フ
ト、尤モ産業組合ナラ産業組合中ノ利用組合、或
ハ購買組合ヲ組織シタナラバ、組合ツレ自身ハ或
ハ利害ガアルカモ知レマセヌケレドモ、一般的ニ
云フト、一般ノ小賣値段ガ高イ、其小賣値段ノ高イ
原因ハ何處ニ在ルカト云ヘバ、此重要物産業組
合ノ陰ニ隠レテ、小賣商ガ小賣値段ノ價格ノ協定
ヲ致ス、ツレハ表面ニハ現ハレテ居リマス、
表面ハ農商務省、或ハ府縣ノ方ニハ判ラヌデセ
ウガ、裏面ニ於テ價格ノ協定ヲシテ居ル、サウシテ
其以下ニ販賣ヲシタ場合ニ、組合ハ除名ヲスルト
云フヤウナコトヲヤツテ居ル、御承知ノ通り同業組
合ト云フモノハ、強制加入ヲセシメル權威アル組
合デアツテ、或ル意味カラ云ヘバ公法人デアル、即
チ行政官廳ノ一部デアルト云フ解釋モ出來ル、サ
ウ云フ重大權利ヲ小賣商ニ與ヘテ居ラレル、サ
ウシテ同業組合ノ中ニハ、爰ニ統計ヲ持ッテ居リマ
スガ、小賣商ノ同業組合ガ多イ、其公法人ノ權利ヲ
利用シテ、而シテ小賣値段ノ糶上——糶上ト云ヘ
バ、或ハ語弊ガアルカモ知レマセヌガ、値段ヲ下ゲ
ナイ、斯ウ云フ計畫ヲ立テ、居ルノデアリマス、例
ヘバ東京ノ白米商ニシテモ、薪炭商ニシテモ、其他
酒商ニシテモ、其等ノ取締ヲシナイ云フト、若シ其
等ニ對シテ同業組合ヲ許サヌト云フコトニシテ、
解散ヲ命ズルト云フヤウナ何カノ方法ヲ立テナケ
レバ、折角此産業組合法ヲ改正シテ、國民ノ生活安
定、若クハ經濟安定ヲ圖ツテモ、一方ノ同業組合ノ
組織ガ非常ニ不完全デアツテ、監督ガ不行居デアル
ガ爲ニ、裏面ニ於テ斯ノ如キ事ヲ致シテ居ル、又同
業組合デナイ方面ハ準則組合デ、只今申シタヤウ
ナ事ヲヤツテ居ル、其他秘密結社のノ組合ヲ造リ、
同業組合ニ非サレバ同業組合ト云フ名稱ヲ用井ル
コトヲ得ズト云フ、法律ノ規定ガアルニモ拘ラズ、
其文字ヲ使ッテ居ル、ツレハ何ノ爲メデアルカト云
ヘバ、同業組合ニ非ザルモノガ、同業組合ト云フ名
稱ヲ使ッタナラバ、是ダケノ制裁ヲスルト云フ規定
ガ無いカラデアル、其等ノ事ヲ十分監督シ、尙ホ改
正スルニ非ザレバ、折角産業組合法ノ時勢ニ適應シ

タル改正モ、何等效果ガナイと思フ、一方卸賣値段
ガ下ッテ居ルニモ拘ラズ、小賣値段ノ下ラヌノハツ
レニ原因シテ居ル、又購買組合ガ活動スル場合ニ澤
山ナ商品ヲ仕入レル場合ナラバ卒知ラズ、品物ヲ少
ク小賣商ナドカラ買フ場合ニハ、少シモ値段ガ下ッ
テ居ラヌ、ツレ故ニ組合員ガ困ルノミナラズ又一
般ノ國民ノ生活上日用品ノ價ガ高イ、其點ニ就テ
ハ政府ハ如何ナル考ヲ持ッテ居ラル、カ、又裏面ニ
於テ重要物産同業組合ノ陰ニ隠レテ、權利ヲ利用
シテ斯ノ如キ惡辣ナル事ヲ爲シテ居ルト云フコト
ニ對シテ、御調査ガ付イテ居ルヤ否ヤ、此事ヲ伺ヒ
タイ、是ガ第一點デアリマス、第二點ハ即チ聯合會ノ
組織ノ事デアリマス、今回ノ改正ハ從來ノ所謂異
種組合ノ聯合ヲ禁ズル、サウシテ成ベク分業的ニ
ヤル御趣意ノヤウデアリマス、洵ニ是ハ結構ナ事
デアリマス、併ナガラ、信用組合聯合會ハ同種ノ事
業ヲ行フ聯合會ヲ以テ之ヲ構成スルコトヲ得ス
トアルカラ、信用組合ノ聯合會ニ就テハ、非常ナ不
便ナ點ガアリハセヌカト思フ言葉ヲ換ヘテ言ヘバ
信用組合ノ聯合會ハ系統のニナッテ居ラヌ、又聯合會
ハ更ニ上級ノ聯合會ヲ造ルコトガ出來ナイ、斯ウ
云フ事ニナッテ居ル、是ハ甚ダ時勢ニ適應シナイ事デ
ハナイカ、其他ハ餘程分業的ニ、又便利ニ異種組合
ノ聯合會ヲ禁ジタ點ハ宜イガ、信用組合聯合會ノ
範圍ガ非常ニ狹イト斯ウ考ヘルノデアリマス、殊
ニ實際ノ運用ヲ爲スニ、大ニシテハ一町村區域、
小ニシテハ一部落ヲ以テ信用組合ヲ造ッテ居ル、所
ガ一方ノモノニ於テハ一郡二郡ヲ營業區域トシテ
居ル、加フルニ親銀行ガアリ、更ニ中央ニ大ナル銀
行ガアル、極メテ金融上ニ於テ系統のニ脈絡のニ、又
組織ガ擴張のニ出來テ居ル、然ルニ此信用組合ハ
系統的デナイ、又組織的デナイ、又擴張ノ餘地ガ無
イ、一區域僅ニ一町村位ヨリナイ、ツレ以上聯合會
ヲ造ラウトシテモ、一府縣ニ一聯合會ヲ拵ヘテ、
ツレガ管理ヲスルト云フ位ノコトデアアルガ故ニ、
所謂帶ニ短シ釋ニ長シト云フ今日ノ狀態ニナッテ
居ル、是ガ實際ノ狀態デアリマス、故ニ私ノ意見ト
シテハ、ドウシテモ此信用組合聯合會ト云フモノ

ガ、更ニ他ノ信用組合聯合會ニ加入シ得ラレルト
斯ウ改正シナケレバ、本當ニ信用組合ノ效果ヲ發
揮スルコトガ出來ナイト斯ウ考ヘルノデアリマ
ス、其點ニ於テ政府ハ如何ナル考ヲ持ッテ居ラル
カ、又其必要ヲ認メナイノデアアルカ、此二點ヲ伺ヒ
マス
○戸田政府委員 御答ヲ致シマス、第一點及第二
點ニ付テノ御質問ハ、先日日本會議ニ於テモ御質問
ガアリマシテ、農務局長カラ一應御答ヲ致シテ置
キマシタノデ、大體ニ於テハ其通りデゴザイマス
ガ、第一點カラ申シマス、同業組合ノ事デアリマ
スガ、同業組合ハ御承知ノ通り、産業組合トハ法律
上稍、目的ヲ異ニシテ居リマシテ、同業組合ハ重
要物産ノ爲メニ其製品ノ檢査統一ヲ圖ルト云フヤ
ウナ特殊ノ目的カラ出來テ居ルモノデアリマス、
唯タ實際ノ運用トシテ御説、如キ不都合ナ場合ガ
アレバ、十分ニ取締ノ方法ヲ講スル必要ガアラウ
ト思ヒマスガ、法ノ上ニ於テハ兩者性質ヲ異ニシ
テ居リマスノデ、此度ノ産業組合法ノ改正ニ伴ヒ、
當然同時ニ同業組合法ヲ改正スルト云フコトハ、
又別問題ニナリマスノデ、同業組合法ノ方ニハ此
度ハ觸レナカッタデアリマス、假ニ同業組合ヲ改
正スルト致シマス、關係産業組合以外ニ考究ス
ベキ點モゴザイマセウシ、本來ノ組合ノ性質ガ、全
然異ナッテ居リマスガ故ニ、此度ノ改正ニハツレバ
伴ッテ改正スルト云フコトハ致シマセナカッタデア
リマス、實際問題トシテ此取締等ニ就キマシテハ、
十分ナル此法ノ精神ニ合フヤウナ、活動ヲ爲サシ
ムルト云フコトニ就テハ、常ニ督勵シテ居ル譯デ
アリマス、ツレカラ第二點ノ聯合會ニ關スルコト
デゴザイマスガ、是ハ從來ハ唯タ限ラレタル範
圍——信用組合ノ聯合會ニ限リマシテ、特別ノ場
合ノミニ其異種ノモノガ、唯タ加入スル場合ダケ
ヲ認メテ居リマシタノヲ、廣ク各種ノ聯合會ニ就
キマシテ、産業組合其モノノ活動ヲ圖リマス上ニ、
先程申上ゲシタヤウニ、稍、廣ク聯合會ノ聯合會ヲモ
認メ得ルヤウニ致シタイノデアリマスガ、唯タ信用
組合聯合會ハ、外ノ購買組合聯合會デアリマストカ、

或ハ販賣組合聯合會デアリマス。トカ云フヤウナモノト違ヒマシテ、聯合會ノ聯合會ヲ造ル上ニ於テハ、購買組合デアリマス。トカ、販賣組合デアリマス。トカ云フヤウナモノノガ、聯合會ノ聯合會ヲ造リマシテモ、層ノ上ニ層ヲ造リマシテモ、大量ヲ購買スルトカ或ハ大量ヲ販賣スル上ニ層ノ上ニ層ヲ造リテモ、特殊ノ品物ヲ購買又ハ販賣スル其方ガ、利益ノ場合ガアルノデアリマス。ガ、信用組合ノ方ニ至リマス。ト、稍、其場合トハ事情ヲ異ニシマシテ、單位ノ信用組合デアリマス。ト、御承知ノ通りニ原則トシテハ、一町村ヲ區域トシテ居リマシテ、例外ノ場合、特殊ノ場合ニ於テハ、其區域ヲ擴張スルコトガ出來ルコトニナツテ居リマス。ガ、聯合會ニ至リマス。ト、單位ノ信用組合デアリマス。ト、今申上ゲマス。ヤウニ、區域ノ原則ガ非常ニ小サクナツテ居リマス、信用組合ノ信用ノ程度トカ云フヤウナモノノガ、非常ニ廣クテハ困リマス。カラ、非常ニ狹クシテ居リマス。ガ、信用組合ノ聯合會ニナリマス。ト、稍、其購買組合聯合會、販賣組合聯合會トハ、其趣ヲ異ニシマシテ、比較的廣イ範圍ノ聯合會ヲ造リ易イノデアリマス、ソレデアリマス。カラ、信用組合聯合會ニナリマス。レバ、一郡ヲ範圍トスルコト云フヤウナモノデナク、一府縣ヲ區域トスルコトカ、狀況ノ似テ居ル數縣ヲ區域トスルコト云フヤウナ聯合會ヲ組合スルコトモ、比較的的特殊ノ品物ノ販賣トカ、購買トハ違ヒマシテ、聯合會ヲ造レニ就テ、比較的大區域デアツテ造リ易イト云フ點ガアルノデアリマス、ソレカラモウ一ツハ先程申上ゲマシタヤウニ、品物ノ販賣トカ、購買トハ違ヒマシテ、金ノ事デアリマス。カラ、距離ガアツテモ中央カラ金ヲ借りルノダカラ、金ヲ借りルニシマシテモ融通ガ付ク、運賃トカ何トカ云フモノニ掛リマシタ、ソレカラ聯合會ノ更ニ聯合會ヲ造リマス。レバ、徒ニ利鞘ガ大キクナツテ、割合ニ利益ガ少カラウト云フコトデ、此度ハ見合セタノデゴザイマス……

○土井權大君 同業組合ノコトハ御説ノ通りデゴザイマス、確ニ性質ヲ異ニシテ居ル譯デアリマス、ソレハドウシテモ色々ノ弊害ガアリマス。カラ、是非

農商務省ノ方ニ於テ十分ニ御研究御調査ヲ希望スル譯デアリマス、ソレカラ此信用組合聯合會ニ付テ、モウ一言申シタイト思フノデアリマス、實際政府ガ現ニ思ハレテ居ルコトト、實際ノ運用ニ於テハ、非常ニ異ツテ居ル如何ニモ政府當局ハ——只今政府當局ヨリ御述ニナリマシタコトデハ、大變宜シイヤウニ見エマス。ルガ、日本ノ信用組合ノ發達セヌ譯ハ、詰リ系統的ニナツテ居ラヌ、組織的ニナツテ居ラヌ、是ガ一大原因デアアル、現ニ此項低利資金ト云フモノヲ、農家ニ融通シテ戴キタイト云フ、農民カラ色々嘆願ヲ致シマシテモ、金ハアツテモ融通スルコトハ出來ナイ、組織ガ不完全デアアルカラ、金ヲ融通スルコトガ出來ナイト云フガ如キ、實際ノ狀態ニナツテ居リマス、ソレカラ又先年デシタカ、本年デシタカ、低利資金ヲ產業組合ノ方ニ、即チ信用組合ノ方ニ融通シヤウト云フノデ、莫大ナル低利資金ヲ振向ケラレタノデアリマス、實際徹底的、普遍的ニ行ツテ居ルカト言ヘバ、是ハ總テ普遍的徹底的ニ行カズシテ、比較的大キナ組合ニ行ツテ居ル、小サナ組合ニハ及ンデ居ラヌ、貸シテ居ラヌ、一方カラ言ヘバ、借りテ居ラヌ、斯ウ云フ次第デアリマス、ソレデ信用組合ノ完全ナモノ、又大キナ組合ニハ金ガ餘ツテ困ツテ居ル、是ニ反シテ小サイ信用組合等ニ至ツテハ、金ガ無クテ困ツテ居ルノミナラズ、又拵ヘテ居ラヌ、信用組合ナラ信用組合ヲ拵ヘタイト云フ地方ハ、金ガ無イ爲メニ困ツテ居ル、斯ウ云フ跛行的、チンパ的ト言ヒマス。カラ、サウ云フ様ナ金融ノ融通ノ方法ニナツテ居ルノデアリマス、サウ云フ現狀ニナツテ居リマス、其原因ハドウカト云ヘバ、確ニ信用組合ガ系統的——聯合會ガ組織的デナイ、斯ウ云フ實際ノ事情デアリマス、是ハ御調査下サツタナラバ、私ノ只今申シタ説ト實際トハ合致スル、此事ヲ申上ゲテ置キマス、所ガ一方ニサウ云フ信用組合ノ聯合會ト云フモノヲ組織的ニシタナラバ、利鞘ガ高クナルデアラウト、斯ウ云フ御説デアリマス。ガ、ソレハ利ハ高クナラナイ、却テ此安イ所ノ金ヲ比較的ニ安ク融通スル、而モ御承知ノ如ク產業組合ノ性質ト云フモノハ、銀行等ノ如ク營

利ヲ以テ目的トスルニ非サルガ故ニ、聯合會ガ必ズシモ、利益ヲ得ナケレバナラヌト云フ、利鞘ヲ澤山取ラナケレバナラヌト云フ必要ハナイノデアアル、假ニ利益ヲ取ツタト致シタ所ガ、其利益ハ天下ノ公衆ニ分配サル、ニ非ズ、資本家ニノミ分配サル、ニ非ズ、組合員自身ニ、所謂組合員ノ持分ニ配當サル、而モ御承知ノ通り銀行ナリ會社ノ株主ノ如ク大株主ヲ許サスシテ、其持分ニハ自ラ制限ガアリマス、大イナル多額ノ持分ヲ一人ニテ持ツト云フコトガ無クシテ、中産階級以下ノ人ト雖モ、又大キナ資本家タリト雖モ、其持分ニ於テハ平等ト云フ原則ヲ取ラレテ居ル譯デアリマス。カラ、假ニ利益ヲ聯合會ガ取ルト致シマシテモ、其利益ヲ誰ガ取ルカト云ヘバ、矢張組合員ニ持ツテ行ク、即チ組合員ノ利益デアアル、斯ウ云フ次第デアリマス、決シテ普通ノ銀行會社等ノ如ク、一部ノ資本家ニ利益セシムルト云フガ如キ事ハ無イノデアリマス、故ニ理想ト致シマシテ中央ニ庶民銀行ヲ造リ、恰モ商工業ノ中央銀行ガ日本銀行デアアルカノ如ク、此中産階級以下ノ庶民ニ對スル金融ノ親方ニハ、所謂中央庶民銀行ヲ造リ、殊ニ其支店ヲ各府縣ニ出シ、更ニ之ヲ各郡ニ及ボシ、各郡ヨリ各町村ニ及ボスト云フガ如ク、系統的ニ而モ組織的ニ擴張的ニヤルコトニナツタナラバ、非常ニ庶民ノ金融ガ滑カニナリ、又生産モ發達シ、自ラ庶民ノ懷ロモ暖クナルト私ハ信ズルノデアリマス、然ルニ斯ノ如クナラズシテ、聯合會ヲ許サヌト云フコトニナツテ居ルノハ、是ハ或ハ大藏省邊ノ反對ガアツタノデハナイカ、若クハ資本家の勸業銀行ト云フガ如キモノガ妨害ヲシタノデハナイカ、彼等ハ唯タ單ニ私利アルヲ知ツテ國民ノ懷ロヲ暖クスルト云フヤウナ仁ヲ知ラナイモノナリト私ハ考ヘルノデアリマス、其等ニ就キマシテ忌憚ナク御述ヲ願ヒタイノデアリマス、幸ニ御承知ノ通り衆議院内ハ、產業問題デアルトカ、或ハ社會政策デアルト云フガ如キ問題ニ對シテハ、何レモ黨派ノ觀念ヲ離レテ、虚心坦懷ニ研究シツ、又發展ヲ圖リツ、アルデアリマス。カラ、政府ニ於カレマシテモ、其邊ハ忌憚ナク腹藏ナ

ク御話ヲ願ヒタイノデアリマス、是ダケデアリマス
○戸田政府委員 御答致シマス、御質問ノ要點ハ
二點ニアツタヤウニ考ヘマス、第一點ハ信用組合ノ聯
合會ノ組織ノ系統ガ、今他ノモノニ比較シテ組織
的デナイト云フコトデアリ、第二ニハ利轄ノ點ニ
就テハ心配スルニ及バヌト云フコトニ就テハ御問
デアツタヤウニ考ヘマス、御承知ノ通り現行法ニ於
キマシテハ、法ノ上ニ於キマシテハ系統のト言ヒ
マスルカ、組織的のト言ヒマスルカ、信用組合ノ系統
的ノ聯合會ハ他ト變リハアリマセヌノデ、信用組
合ガ殊ニ狹クマラレテ居ルト云フ譯デアリマセヌ、
寧ろ却テ信用組合ノ方ガ特殊ノ場合ニハ聯合會ニ
加入シ得ルヤウニナツテ居リマシテ、設立ハ出來マ
セヌガ、後カラ加入スルコトハ出來マスノデ、寧ろ
包括的デ廣イノデアリマス、改正ニ於テハ唯ダ信
用組合ヲ廣ク認メナカッタト云フ違ヒガアルダケ
デアリマシテ、其點ハ別ニ信用組合ノ系統ヲ特ニ
狹クマセヌト云フ積リモアリマセヌ、サウ云フ結果
モアリマセヌ、唯ダ實際問題ト致シマシテハ、信用
組合ノ組織ヲ申上ゲマスルト、先程申述ベマシタ
ヤウニ其範圍ガ廣イガ宜イカ、狹イガ宜イカト云
フコトニ付テ、一寸違ヒマスカラ、單位ノ方ハ小サ
イ方ガ宜シイシ、聯合會ノ方デハ大キクテモ造リ
易イト云フ關係ガアリマス、場合ニ依ツテハ單位ノ
方ノ信用組合ハ小サナモノデアリマスカラ、イキ
ナリ村ノ信用組合ガ聯合シテ、縣組合ト云フモノ
ヲ造ルコトヲシナイデ、實際ニ於テハ先ヅ郡ノ聯
合組合ヲ造ルト云フヤウナコトガアツテ、或ハ三郡
トカ四郡トカデモ聯合會ヲ造ルト云フヤウナ實際
ノ狀況デアリマスルノデ、其爲メニ今御話ニナツタ
ヤウニ、或ハ思フヤウニ振ハナイト云フヤウナ遺
憾ノ點ガ必シモナイデハナイノデアリマスガ、サ
ウ云フ點ニ付テハ成ベク指導ナリ獎勵ナリヲ加ヘ
テ、法ノ範圍ニ於テ活動シ得ルヤウニ仕向ケタイ
ト存ジテ居ルノデアリマス、ソレカラ利轄ノ點デ
アリマスカ、利轄ニ就テハ矢張同シ事ヲ繰返シテ
述ベルヤウニナリマスガ、郡區域位ノ小サイ聯合
組合ヲ造ラナイデ、縣區域トカ相當事情ニ適シタ

ル區域デ聯合組合ヲ造リマスカラバ、必シモ村ヲ
單位トシテ、或ハ部落ヲ單位トシテ、信用組合ガ出
來マシテ、ソレカラ郡ノ聯合會ガ出來、更ニ縣ノ聯
合會ガ出來ルト云フヤウニ、一層三層ニシマスル
ト、御話ノ趣ハ御尤デアリマシテ、其點ハ儲ケル積
リノ組合デハナイシ、御互ノ利益ノコトデアリマス
カラ、其聯合會ガサウ澤山利轄ヲ取ラナイデモ宜
イト云フ御説ハ御尤デアリマスガ、併ナガラ一ノ
聯合會トナリマスカルト、一ノ獨立シタル法人トナ
リマスカ爲メニ、聯合會ノ仕事ガ立行クダケノコト
ハシナクテハナラヌ、隨テ些少デモ利轄ヲ取ラナ
ケレバ仕事ガ出來マセヌ譯デアリマスカラ、矢張
二重三重ニナレバ、一分デモ或ハ二分デモ、多少宛
ハ矢張手数料のニデモ取ラナクテハナラヌノデ、
ソレダケデモ工合ガ惡イノデアリマス、ソレハ品
物トハ趣キ異ニスルカニデアリマシテ、農村ノ金
融機關等ニ就キマシテハ、殊ニ產業組合ノ金融機
關ニ就キマシテハ、獨逸ノ產業組合、中央銀行等ノ
コトニ就テモ、今御話ガゴザイマシタヤウニ、大ニ
研究シナケレバナラヌト云フコトハ多クアルト思
ヒマスカレドモ、唯今ノ所デハ寧ろ餘リニ層ノ上ニ
層ヲ重ネルヨリハ、法ノ範圍ニ於テ活動ヲ促スヤ
ウニ仕向ケテ行クヤウニシタイト考ヘテ居リマス
○土井權大君 信用組合ノ聯合會ノ事デハ此以上
申上ゲマスルト議論ニ互リマスカラ申上ゲマセヌ
ガ、要スル所今日ノ事情デハ、他ノ銀行ト聯合會ト
ガ競争シテ居ル、サウシテ聯合會ノ方ハ始終ヤラ
レテ居ル、聯合會ノ金ガ剩ッテ他ノ銀行ニ預ケル、
サウ云フ事情ニナツテ居ル、聯合會ハ何カ農工銀行
カ勸業銀行ノ手先見タヤウナコトニナリ易イノデ
アリマス、ソレカラモウ一ツハ一郡ナラ一郡ニ信
用組合ガ各所ニアリマシテモ、一方ハ金ガ剩ッテ居
ル一方ハ金ガ足ラナイト云フ事トノ有無相通ズル
コトガ出來ナイ、ソレハ要スル所層ガ無クシテ廣
汎のニ唯ダ極メテ小サナル單位ヲ、極メテ大ナル聯
合會ニセシメヤウ、斯ウ云フコトニナツテ居ル次第
デアリマス、ソレ以上ハ申シマセヌガ、又ソレニ就
テ御答モ要求致シマセヌガ、實際ニ於テハ斯ノ如キ

次第デアリマス、其點ハ十分御研究御調査ヲ願ヒ
タイ、此事ダケヲ申上ゲマス、第二御尋致シタイノ
ハ監督ノ件デアリマス、監督ハ府縣或ハ郡又ハ間
接ニハ農商務省ニ於テ爲サル事ニ相成ツテ居リマ
スルガ、其數ハ三千アルト心得テ居リマスルガ、此
三千ノ監督ヲ單ニ郡、府、縣若クハ本省ノ極僅カ
ナ方デ御監督ナサルト云フコトハ、一寸困難デア
ルト思フ、先ヅ徹底的ニ監督ハ出來テ居ラナイ、ソ
レ故ニ甲ノ組合ハ甚ダ發達シテ居ルガ、乙ノ組合
ハ發達シテ居ラナイ、ソレハ要スル二色ノ原因モ
アルデアリマセウケレドモ、原因ノ一ツハ監督ノ
不行居デアルト思フ、所ガ纏テ中央會ハ如何ナル
事ヲ爲シテ居ルカト言ヒマスルト、中央會ハ組合ノ
普及發達及ビ聯絡ヲ圖ルト云フダケデアツテ、監督
權ガ無イ、ソコデ私ノ思フニハ本省、府、縣、郡ニ於
テ監督不能デアアル、手ガ届カヌト云フナラバ、寧ろ
中央會ニ監督權ヲ持タシテ、總テ組合ノ監督ハ中
央會デスルト云フコトニシタナラバ、自治的監督
ガ出來ハシナイカ、中央會ハ各府縣ニ支部ヲ設ケ
テ居ル、而シテソレ等ノ費用ハ御承知ノ通り、必シ
モ國費カラ出サズトモ、自然組合カラ出サレルコ
トニナルカラ、自治的監督ニナツテ、而モ監督ヲ飽
迄モ嚴重ニシテ、乙ノ組合ガ發達シテ居ルガ如ク、
併行セシムルヤウナ點ニ付テ非常ニ便利デアラ
ウ、要スルニ中央會ニ監督權ヲ與ヘルト云フ如キ
事ニ付テハ、如何ナル御意見ヲ持ッテ居リマスカ、
其事ヲ承リタイ
○岡本政府委員 產業組合ガ漸次發達シテ參リマ
シテ、一萬三千餘ニ今日達シテ居リマスガ、只今土
井君ノ仰セノ如ク、今日迄ハ先ヅ普及時代、產業組
合ノ發達ノ初期デアアル、是カラ先ヅ第二期ニ於テ
內容ヲ充實シ、產業組合ノ特色ヲ發揮シテ、所謂社
會政策ノ見地カラ社會ニ貢獻スルト云フ時代ニ到
著シテ來タノデ、ソレデ此時代ニナリマシテハ、監
督ト云フコトガ、餘程必要デアラウト思ッテ居リマ
ス、是ハ土井君ト同感デアリマス、監督ニ付テハ主
務省ニ於キマシテモ、從來色々攻究シテ居リマス、
併シ何分之ヤリマスニハ、矢張り金ガ本ニナリ

マスモノデスカラ、國費ヲ以テ、地方ニ相當ノ吏員ヲ配置シテ、監督スルト云フコトハ、ドウシテモヤラナケレバナラヌ事ト思フハ居リマスガ、金等ノ都合ニ依ッテ、今日マデ實現シナイノハ甚ダ遺憾デアリマス、併シナガラ元産業組合ハ自治的團體デアル、本當ノ自治的團體デアル、別ニ之ヲ強制セズ、自ラ進ンデ這入ッテ、組合御互ノ力ニ依ッテ發達ヲ圖ル性質ノモノデアリマスカラ、只今土井君ノ仰セニハ、國家ノ權力ヲ以テ監督スルト云フコトモ六ヶシイ、幸ニ産業組合ノ中央會ガアルカラ、是等ニ監督權ヲ委シテヤッタナラバ、自治團體ノ趣意ニモ適ウテ宜イザヤナイカト、斯ウ云フ御意見ノヤウニ伺ヒマスガ、一應ハサウ考ヘラレマスガ、是ハ餘程亦考慮ヲ要スルカト思ヒマス、主務省ニ於キマシテモ、此點ニ付テハ從來慎重ニ考慮致シテ居リマス、併シ何分事財產ノ事ニ關係致シ、組合ノ監督ヲスルト云フ件ハ、ドウシテモ國ノ力デナケレバイカヌトシテ、國ノ力ヲ一ツノ團體ニ委スト云フコトハ、如何ナモノデアラウカ、却テ中央會ノ如キモノハ所謂本色ヲ發揮シテ指導獎勵、サウシテ誤レルモノヲ導イテ行クト云フ方面ニ力ヲ盡ス方ガ、大局カラ見テ宜イデハナイカ、權力ヲ以テ中央會ノ力デ臨ンデ監督ヲスルト云フコトハ、却テ全體ノ感情ノ上カラ申シテモ、成績ノ上カラ申シテモ如何ナモノデアラウカ、是ハ餘程慎重ニ考慮ヲスベキ事トシテ、私共ハ宿題トシテ居リマス、今日ノ所デハマダ中央會ニ監督ヲサスト云フ考ハ持ッテ居リマセヌガ、色ミサウ云フ議論モアリマスカラ、研究ハ致シテ居リマス

○樋渡次右衛門君 一寸御尋致シマス、第一條ノ三ノ購買組合デアリマス、此購買組合ニ「産業又ハ經濟ニ必要ナル物ヲ買入レ之ニ加工シ若クハ加工セシメテ又ハ之ヲ生産シテ組合員ニ賣却スルコト」之ヲ生産シテ組合員ニ賣却スル」ト云フコトガ見エテ居リマスガ、是ハ組合自體ニ何カ自ラ生産ヲシテ、販賣スルヤウナ事ヲ御勸メニナル御意見デアアルノデアリマセウカ、サウ致シマスレバ、其生産セシメタイト云フ品物ハ、一體ドウ云フ物ヲ御見

込ミニナッテ居ルノデアリマセウカ、又生計上ノ物デナイモノモ取扱ハシメルト云フコトデアリマスガ、生計上ニ必要ナイ物ト致シマスナラバ、ウレハ玩弄物トカ、或ハ奢侈品トカ云フモノデモ指サレテ居ルノデアリマセウカ、ソレヲ御尋致シマス、ソレカラ此案ニハ關係ゴザイマセヌケレドモ、此場合一寸御尋致シマスガ、今ヤ産業組合ハ、大ニ發達シテ、一万三千トカニナッテ居ルト云フコトデアリマスガ、此一万三千ノ組合ハ皆無事圓滿ニ發達ヲ遂ゲテ居ルノデアリマセウカ、サウシテ皆ソレノ相應ノ成績ヲ舉ゲツツアルノデアリマセウカ、之モ一寸御尋致シマス、第三ハ只今土井君カラ御質問ニナリマシタ監督ノ事デゴザイマスガ、私ハ最も御尋ヲ致シタイト思ヒマスノハ、此監督ノ事デアリマス、大概ハ只今ノ御答辯ニ依ッテ、了解致シマシタガ、併シ尙ホ一寸御尋致シタイト思ヒマス、私ガ見モシ、又各方面ニ於テ聞キマスル所デハ、監督ト云フ事ニ就テ、非常ニ皆希望ヲ致シテ居ルヤウニ見エテ居ルノデアリマス、私ガ見タリ、又聞イタル所ニ依リマス、地方ノ組合ニシテ、ドウモ怪シイ組合ガ幾多アルヤウニ考ヘテ居リマス、一例ヲ舉ゲテ申シマスレバ、組合ナルモノハ中ニ仕事ガ面トナ仕事デアリマス、容易ニ之ニ適當ナル人ガ當ッテ、自ラ進ンデヤラウト云フヤウナ人ガ少イヤウニ見受ケテ居リマス、近來道義心ト云フモノガ缺乏致シマシテ、隨テ義務ノ精神ト云フモノモ薄クナッテ來テ居リマス、ソコデソレ相應ノ報酬ノナイ以上、中ニ知識ノアル所ノ人ハ、求メテ此職ニ就カナイノデアリマス、其中ニハサウ云フ事情ノ爲メニ一面カラハ、是ハ自治體ト申サレマスケレドモ、是ハ實際ハ矢張上ノ方カラ勸メラレテ組織スルモノガ多イノデアリマス、ソレガ爲メニ勸メニ依ッテ組織致シマスルガ、サラバ首腦者ト云フコトニナリマス、相當ノ首腦者ガ得ラレナイ、致方ナクモ此職ニ適當デナイ所ノ知識ノ乏シイ所ノ人ガ、往々組合長ノ職ヲ汚シテ居ルヤウニ見受ケマス、斯ノ如キ組合ハ立派ナル成績ヲ舉ゲテ居ナイヤウニ私ハ認メテ居ルノデアリマス、又偶々知識ノ

アル立派ナル人ガ其職ニ當ッテ居ルカト思ヒマスレバ、其人ハ至テ僅カナル所ノ名バカリノ報酬ヲ受ケテヤッテ居ルモノガ多イヤウデアリマス、ウレデ表面カラ見マスルト義務的ニ定ニ立派ニヤッテ下サルヤウニ見ラレテ居リマスケレドモ、其裏面ニ立入ッテ見マスルト、色ミ醜穢ナル不都合ナル所ノ批評ガ多アルノデアリマス、是ハ其實際ノ事實ハ私ハ分リマセヌケレドモ、立派ナル人ガ其衝ニ當ッテヤッテ下サレテ居ル所ニ、却テ惡イ風評ガ生シテ居ルノデアリマス、斯ノ如ク成程組合ハ今到ル所ニ多ク組織サレテ、表面ハ發達致シツ、アルヤウデアリマスケレドモ、其裏面ニ就テ考ヘテ見マスルト、又憂フベキモノガアルヤウニ考ヘテ居リマス、地方ニ於テハ是等ノ組合ガ一朝蹶致シマシテ、立派ナル成績ガ舉ゲ得ラレヌト云フコトニナリマス、他ノ種々ノ村政上、或ハ郡政上ニ於テ、色ミ必要ナル他ノ事業ニ就テモ、非常ナル障礙ヲ與フルヤウニ私ハ認メテ居ルノデアリマスガ、當局ニ於ケレマシテハ、此改正案ニ記載サレテアル所ノ監督ヲ以テ只今ノ所ハ十分デアルト認メラレテ居ルノデアリマセウカ、色ミ之ニ付テハ御心配モサレマシタヤウニ只今承リマシタガ、是デハ十分デナイ、尙此上ニ研究ヲ致シテソレ相當ニ立派ニ監督ガ出來ルヤウニシヤウト云フ御考ヲ以テ、尙御研究ヲ進メラレテ居ルノデアリマシヤウカ、其點ヲ少シ御尋致シテ置キマス

○岡本府委員 第一ノ御質問ハ、此度購買組合等ニ於テ、組合ガ生産シタルモノヲ組合員ニ分ツ場合ヲ加ヘタガ、ドウ云フヤウナ種類ノモノデアアルカ、又ソレヲ獎勵スルノデアアルカ、ドウカト云フ御質問デアリマス、從來ハ組合自身ガ生産シテ、組合員ニ配付スルト云フコトハ認メテ居ラナカッタノデアリマス、所ガソレデハドウモ狄キニ失スル、例ヘテ申シマスルト、養蠶地方ニ於テハ、組合デ種紙ヲ拵ヘル蠶種ヲ製造シテ組合員ニ分ツト云フヤウナ場合ガアリトスレバ、産業組合デヤッテ宜シイデハナイカ、或ハ都會ニ於テ購買組合ガ出來マシテ近郊ニ野菜畑ヲ設ケテ組合デ經營シテ、サウシ

テ其野菜ヲ組合員ニ配ツテヤルト云フヤウナコトモ宜イデハナイカ、又鶏ナドヲ飼ヒマシテ、其卵ヲ組合員ニ配付スル、是等ハ例デアリマスガ、サウ云フ途ヲ開クト云フコトハ、産業組合ノ購買組合ト云フモノヲ完全ニスル途デハナイカト云フコトデ、此生産ト云フコトヲ加ヘマシタノデアリマス、是等ハ地方ノ希望ニ依ツテヤルコトデアリマシテ、特ニ是ヲヤラナケレバナラヌト云フ具合ニシテ勸メル積リデモゴザイマセヌガ、近來サウ云フ希望モゴザイマスカラ加ヘタ次第デアリマス、第二ノ生計ト云フコトヲ經濟ニ直シタ、生計ニ關係ノナイモノハドウ云ウ品物デアルカ、玩具ノヤウナモノヲ言フノカ、ドウカト云フ御質問デアリマシタ、一應御尤デアリマス、所デモ實際上生計ダケデハ狹イト云フコトヲ感シテ居ル、例ヘバ學校ノ子供ノ學用品ヲ購買スルト云フヤウナコトハ、ドウモ生計ト云フコトハ言ヒ惡イ、御質問者サンガ自分ノ組合ヲ設ケテ、醫療機械ヲ買フ、ドウモ是モ生計ト云フコトハ言ヒ惡イ、又湯屋トカ宿屋トカ組合ヲ設ケテ、自分ノ使フ薪炭類ヲ買ヒマス、ドウモ是ハ自分ノ生計用ト云フコトハ直接當ラヌヤウデアアルカラ、是等ハ解釋ノ問題デゴザイマスケレドモ、生計デハ狹イカラシテ、獨逸アタリデモ矢張産業組合ト云フモノハ、産業及經濟ト云フテ居ル、經濟ト云ヘバ生計ヨリモ廣イ意味ニ考ヘテ居ル、サウ云フ工合ニシテ、完壁ヲ期シタイ、是ハ實際問題トシテ起ルノデアリマスガ、ツレデ直シタノデアリマス、次ノ御質問ハ一万三千有餘ノ組合ガ既ニ出來テ居ルガ、是等ハ悉ク良イ成績ヲ擧ゲテ居ルヤウニモ承ツテ居ラヌガ、當局ハドウ考ヘテ居ルカト云フコトデアリマス、如何ニモ大體ハ御質問ノ通りデアリマシテ、先程モ御答申シマシタ如ク、先ヅ今日マデハ組合ノ普及時代デアアル、即チ第一期デ漸ク茲ニ生レタノデアアル、デアリマスカラ、其規模ニ於テモ内容ニ於テモ貧弱ナルモノガ多イノデアリマス、之ヲドウカシテ良クシテ行キタイ、即チ今マデヲ第一期ト致シマスレバ、是カラハ餘リ數ノ殖エ

メタイ、大體斯ウ云フ考デアリマシテ、今日デハマダ幼稚デアルト考ヘテ居リマス、大體カラ申シテ——中ニハ良イモノモアリマスガ、又中ニハ惡イモノモアリマス、次ニハ監督ニ付テ色ノ御意見モゴザイマシタシ、詳細ナル御話ガアリマシタガ、大體ニ於テ私共モ御同感ノ點ガ多イノデアリマス、何分些細ナル仕事ヲ扱フ組合員多數ニ代ッテ理事者デ扱フノデアリマスカラ、ドウモ仕事ガ面倒デゴザイマス、是ハドウ致シマシテモ理事者其人ヲ得ナケレバ、産業組合ノ發達ハ六ヶシイノデゴザイマセウ、ゴザイマセウガ、是ハ所謂自治體デゴザイマスカラ、組合員自ラ自覺シテ相當ノ報酬モ出スヤウニ段々進ンデ行カナケレバナリマス、今日ノ如ク唯タ名望家ヲ當テテ、僅カナ報酬デ以テヤッテ行クト云フコトハ、是ハ一時的ノ事デゴザイマシテ、永久的ノモノトシテハ、ドウシテモ組合ニ於テ相當ノ報酬ヲ拂ハナケレバナラヌ、サウシテ自分等ノ直接頭ニ掛カル事デアリマスカラ、十分組合ノ成績ヲ擧ゲルヤウニ、理事者ヲ助ケテ行クヤウニナラナケレバ、此發達ハ六ツカシイト思ヒマス、今ハ先程來吳キモ申シマシタ如ク、發達ノ程度ニ在ルノデアリマス、サウデゴザイマスカラ主務省ニ於キマシテモ監督ト云フコトヲ成ベク十分ニ致シタイ、善イ組合ハ世ニ知ラセルヤウニ表彰スルヤウナ途モ執リ、惡イ組合ハ之ヲ是正シテ往キマシテ、善イヤウニシタイト云フ考デ、今日マデ本省カラ出掛ケテ往ッテ、毎年組合ノ検査ヲシテ居リマスガ、約一割、千二百位ハ毎年監督ニ出掛ケテ往ッテ見テ居リマス、其中ニ惡イモノガアリマス、又地方廳ニ於キマシテモ出來ルダケ監督致シテ居リマス、サウシテ惡イモノガゴザイマスレバ、ツレヲ是正致シマス、モット惡イモノニハ解散ヲ命ジテ居ルノモアリマス、所謂羊頭狗肉のニドウモ産業組合ノ名ヲ藉リテ、實ハサウデナイト云フモノモ中ニハ偶々ニアリマス、サウ云フモノニハ解散ヲ命ジテ居ルヤウナコトモゴザイマス、只今御述ニナルヤウニ矢張理事者ト云フモノハ必要デゴザイマスカラ、理事者ノ養成ト云フコトニ付キマシテ

ハ、本省カラハ中央會ニ補助シテ、中央會ハ全國ニ希望者ヲ募リマシテ、年々多數ノ理事者ノ養成ヲ致シテ居リマス、益々單ニ技術上ノコトノミナラズ、精神的ニ産業組合ト云フモノ、本來ノ目的ヲ能ク了解サセ、サウシテ帳簿上ノコトデゴザイマストカ、登記ノコトデゴザイマストカ、サウ云フ手續ノコトヲ教ヘテ居リマスカラ、大體理事者ノ養成ト云フコトニハ、本省ハ固ヨリ中央會モ努力ヲシテ居ルノデアリマス、何分先程申上ゲマシタ如ク、將來ハ相當ノ國費ヲ以テ地方廳ニ人ヲ配置シテ、監督スルヤウニナラナケレバナリマイト思ッテ居リマス、財政上ノ都合デ今日實現致サヌノハ甚ダ遺憾デアリマス、餘計ナコトデゴザイマスケレドモ、外國ナドデハ民間ニ會計士ト云フモノガゴザイマシテ、ツレ等ガ希望ニ依ツテ民間ノ會社トカ、或ハ斯ウ云フコトニ付テ會計ノ検査ヲシテ、其成績ヲ世間ニ知ラシメルト云フコトモゴザイマス、日本デハマダサウ云フコトモ發達シテ居リマセヌカラ、政府ノ手ノミニ依ツテ——官憲ノミニ依ツテ、之ヲヤルト云フコトモ困難デゴザイマセウ、ドウシテモ組合自體ノ理事者ナリ、組合員ガ自覺シテ經營シナケレバナラヌコト、信ジテ居リマス、而シテ此産業ノ組合ト云フモノ、失敗ノ結果ハ、色々他ノ事業ニ面白カラヌ影響ヲ及ボスカラ、此産業組合ニ對シテハ、將來ドウシテモ不成績ノナイヤウニ監督ノ力ヲ入レテヤルコトハ必要ダウト思ヒマスカラ、主務省ト致レマシテハ、出來ルダケノコトヲ考ヘテ居リマスガ、中々實現ニ至ラヌノハ甚ダ遺憾デアリマス

○樋渡次右衛門君 能ク分リマシタ、御話ノ如ク、是ハ自治體デゴザイマシテ、組合員ノ自覺ニ待ツベキ性質ノモノデアルト云フコトハ、私モ承知致シテ居リマス、併シナガラマダノ日本ノ各地方隅々ニ至リマス、人民ノ知識ノ程度ト云フモノハ、至テ低イノデアリマスカラ、ドウカ是ハ丁寧ニ手引ヲシテ、サウシテ善イ所ニ引張ッテ往ク、斯ウ云フ風ナ御考ヲ持タレマシテ、モウ少シ徹底的ニ監督ガ出來ルヤウニ、尙ホ御考慮アラントヲ茲

ニ御願ヒ致シマシテ、私ノ質問ヲ打切りマス
○委員長(福井三郎君) マダ正午マデニ大分時間
ガアルヤウデゴザイマスカラ、淺賀君此場合御質
問ナサイマセ

○淺賀長兵衛君 私ハ住宅組合法ニ就テ質問ガゴ
ザイマスカラ、是ハ政府ノ説明ヲ待テ御質問致シ
マス

○委員長(福井三郎君) ツレデハドナタカ御質問
ガアリマス、本案ニ就テ——ナイヤウデス、サウ
スレバ本案ニ就テハ是デ御質問ハ終リトシテ宜
シウゴザイマス

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長(福井三郎君) ツレデハ本案ニ就テハ是
デ御質問ガ終リマシタカラ、後ハ御意見ヲ伺
フコトニ致シマスガ、モウ正午マデニ十分シカア
リマセマカラシテ、一層午後ニ始メタ方ガ宜カラ
ウト思ヒマス、政府デモ大變急ガ案デゴザイマス
カラ、私ガ怠リモノデ相濟ミマセヌガ、皆サン御勉
強下リイマシテ、午後續イテ開會シタイト思ヒマ
スガ、如何デゴザイマセウ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長(福井三郎君) ツレデハ一先ツ休憩致シ
マシテ、午後ニ繼續致シマス

午前十一時四十七分休憩

午後一時二十八分開議

○委員長(福井三郎君) ツレデハ午前ニ引續イテ
開會ヲ致シマス、住宅組合法案ヲ議題ニ供シマス、
先ヅ一應政府委員ノ説明ヲ聽キマシテ、ツレカラ
質問ニ入ルコトニ致シマス、政府委員ノ來ルマデ
一寸御待ヲ願ヒマス、若シ修正意見デモアル方ガ
ゴザイマスレバ書イテ先ニ出シテ置イテ戴クト
大變都合ガ宜シガ……

○田子政府委員 住宅法案ニ關シマシテ大要提案
ノ趣旨ヲ御説明申上ゲヤウト思ヒマス、住宅問題
ノ重大ナコトハ今更申上ゲル迄モアリマセヌガ、
殊ニ時局以來異常ナル社會ノ變化ニ依リマシテ、
或ハ一面ニハ物價ノ騰貴又勞銀ノ騰貴ニ依リマシ

テ、住宅不足ノ聲ハ到ル處ニ聞エタノデアリマス
之ニ對シマシテハ本會議ノ議場ニ於キマシテ、内
務大臣ヨリ陳述致シマシタ如ク、應急手段ヲ取り
マシテ、相當ノコトハ致シテ居ルノデアリマス、サ
リナガラ將來ノコトヲ考ヘマスレバ、單ニ應急手
當ノ如キ事ヲ以テ、此問題ヲ解決スルト云フコト
ハ宜シカラヌコトト考ヘルノデアリマス、政府ノ
考ト致シマシテハ少クモ或程度ノ保護ヲ加ヘ、
尙ホ又財政上ニ於キマシテハ、或場合ノ補給ノ途
等ヲ開ク所ノ住宅會社法ノ如キモノヲ造ルノガ至
當ト考ヘテ居ルノデアリマス、是ハ社會事業調査
會ノ審議ニ附シテ居リマスガ、今日マダ確定ヲ見
ヌヤウナ都合デアリマス、又大都市ニ於キマスル
細民住宅ニ付キマシテ今日マダ何等ノ手が著イテ
居リマセヌガ、是等モ亦相當ノ法制ヲ整理致シマ
シテ、細民地區ニ於ケル住宅改良ノ法案ヲ造ラナ
ケレバナルマイト思ヒマス、是等ノ事ハ必ズ相當
ノ機會ニ法案ヲ提出シタイ考デ居リマスガ、其中
ニ付キマシテ或ル少數ノ人々若クハ相當ノ俸給生
活ヲ爲シテ居リマス所ノ中産者以下ノ者ニ對シマ
シテ、成ルベク廉價ニシテ衛生的ナル家屋ノ取得
ヲ爲サシムル——家屋ヲ自己ノモノトセシムルト
云フヤウナコトハ、現下ノ社會事情ニ照シテ最モ必
要ト考ヘマシタノデ、住宅會社法若クハ細民地區ノ
住宅改良ニ關シマスル方ハ近キ將來トシマシテ、取
敢ズ審查ノ濟ミマシタ住宅法案ヲ提出スルコトニ
ナリマシタ譯デアリマス、此組合法ノ趣旨ト致シ
マスル所ハ、一面ニハ住宅敷地ノ獲得ニ便宜ヲ與
ヘル爲メニ、即チ現在持ッテ居リマスル所ノ官公
有地ノ如キハ普通一般ニ於キマシテ、若シ公入札
ニ附シマスルナラバ、富裕階級ノ手ニ歸スルト云フ
考カラ、公入札ノ方法ニ依ラズシテ、隨意契約ニ
依ッテ拂下若クハ貸付シ得ルノ途ヲ開イタノガ、本
法案ノ一ツデアリマス、又各府縣ノ地方稅ヲ調ベ
テ見マスレバ、家屋ヲ建築シタル場合、若クハ家屋
ノ所有權ノ移轉ガアリマシタ場合、若クハ土地ノ
異動ガアリマシタ場合ハ、相當地方稅ヲ課セラレ
テ居ルノデアリマスガ、此組合ニ依ッテ家屋ヲ取

得スルモノハ、一時ニ資金ヲ出シマシテ家屋ノ買
入ヲ爲シ若クハ借受ヲ爲スト云フモノデナクシ
テ、其拂込ニ依ッテ取得スルノデアリマス、普通ノ
資金ガ十分アリマシテ、ツレヲ買取ルノトハ違ヒ
マスカラ是等ニ付キマシテモ免稅ノ途ヲ與ヘタノ
デアリマス、又第三點ノ大キナ保護ハ、只今ニ於キ
マシテハ家屋ヲ建築シマスルノニハ、勿論無盡ノ
ヤウナ組織ニスルコトモ認メテ居リマスケレド
モ、國若クハ地方公共團體等ニ於キマシテ、自己ノ
有ニ歸シテ居ル所ノ資金ヲバ、此組合ニ融通致シ
マシテ、家屋建築ニ便宜ヲ與ヘマスルヤウナコト
ハ、最モ必要ダト考ヘタノデアリマス、住宅組合法
ノ保護ノ點ニ付キマシテハ、大要以上ノ三點デゴ
ザイマス、是ガ各條ニ現ハレテ居ル點デゴザイマ
ス、若シ幸ニシテ此法案ガ成立シマシテ、今マデ家
屋ヲ得ラレナカタ者ハ、此住宅組合法ヲ力ニ依リ
マシテ、家屋ノ取得ニ便宜ヲ與ヘルコトガ出來マ
スレバ、隨テ只今家賃ニ依ッテ苦シンデ居ル所ノ人
人モ是等ノ家賃ノ代リニ拂込ヲ爲シ、十數年後ニ
ハ自己ノ家屋ニナルト云フ希望カラシマシテ、家
屋ヲ建築スル者ガ相踵イデ起ルト考ヘマス、仍テ
他ノ二法案等ハ將來ノ事ト致シマシテ、セメテハ
此法案ナリトモ成立セシメマシテ、時代ノ要求ニ
應ジ、家屋ノ不足ノ爲メニ生活ノ壓迫ヲ受ケテ居
ル人々ニ對シマシテハ、幾分ノ便宜ヲ圖リタイト考
ヘテ居ルヤウナ譯デアリマス、此法案ハ實ハ議會
ノ劈頭ニ出シタイト云フ考デ、昨年以來實際ノ事
情ニ基キマシテ、種々考究シタノデアリマスガ、實
ハ住宅會社法ト同一ニ出スト云フ趣旨デ審查ヲ
致シテ居リマス中ニ、住宅會社法案ノ方ハ到頭最
近ニ至リマシテ、今期議會ニ提出スルコトガ出來
ナイト云フコトニ決マリマシテ、甚ダ時機ガ遅レ
マシタケレドモ、セメテ是ダケデモ今期議會ニ御
通過ヲ願ヒタイト云フコトデ提案致シタ次第デゴ
ザイマス、十分御審議ノ上ニドウゾ一日モ早く、本
法案ガ社會ニ出マスヤウ御盡力ヲ仰ギタイト考ヘ
テ居リマス

○委員長(福井三郎君) 質問ノ通告ガ午前ト同様

ニ御三人アリマス、ソレヲ順次ニ御許シマシテ、ソレカラ其後ニ質問ノ方ガアレバ御取次ヲスルコトニ致シマス、先ヅ土井君ニ御質問ヲ願ヒマス

○土井權大君 住宅組合法ハ政府ノ御説明ノ通り、實ニ結構ナ法律デアリマス、特ニ社會政策實行ノ上ニ於テ衣食住ノ安定——住居ノ安定ヲセシメルノニハ、此法ヲ措イテ他ニナイト確信スル次第デアリマス、先日本會議議決質問ヲ聊カ致シマシタガ、其質問ハ御答辯ニ依ッテ分リマシタカラ、今日ハ避ケマシテ、他ニ二三御尋シタイト思フデアリマス、第一ハ住宅組合法ノ母法ノコトニ就テ承リタイノデ、何處カ確ニ住宅組合ノ如キモノヲ拵ヘテ厲行シテ居ル國ガアルカノ如ク承ッテ居リマス、亞米利加デアリマス、其邊ニ於テハ政府ニ於テ十分御研究ガアツテ、相當效果ガアルカナイカト云フコトハ御調査ニナッテ居ルコトダラウト思ヒマス、其點ニ就テ極ク簡單ニ承リタイノデアリマス、第二ニ承リタイノハ、住宅組合法ニ依ッテ救済シタイト思ハレテ居ル所ノ人ハ、ドウ云フ種類ノ人デアルカ、言葉ヲ換ヘテ言ヒマシタナラバ、住宅需要者ノソレガ、例ヘバ労働者ニ重キヲ置カレルノデアルカ、給料生活者ニ重キヲ置カレルカ、是ハ運用ノ上ノ話デゴザイマス、其事モ承リタイノデアリマスソレカラ第三ハ特典ノ件デアリマス、尙ホ此條文ノ中即チ第十一條、第十二條ナドニ特典ガアリマス、例ヘバ資金ノ貸與デアルトカ、或ハ地方税ノ免稅デアルト云フコトガアリマスガ、モウ一層此社會政策ノ上カラ中上デマシタナラバ、特典ヲ殖ス必要ガアリハシナイカ、其恩典トハ何ゾヤ、登記料ノ輕減若クハ免除デアリマス、即チ登記ヲスル上ニ於テ地方税ハ課セナイ、地方税ト云ヒマス或ハ歩一税ノ如キモノデアリマシテ、ソレ等ハ課セナイ、更ニ登記料ヲ免除若クハ輕減スルト云フコトニ就テ、特典ヲ行フ何等カノ御意見ガアルカナイカ、ソレガ第三デアリマス、ソレカラ第四トシテ伺ヒタイノハ、最も結構ナ法律デアリマスガ、之ヲ統轄スルニ或ハ郡其他行政廳ノ方デ統轄御監督ナサルコトニナッテ居ルデスガ、ソレハ行政的ノ統轄御監督

デアリマシテ、組合自體ノ統轄監督ト云フコトニ於テ、監督ト云フヨリ寧ロ統轄ト云フ點ニ於テ、缺如シテ居リハシナイカ、ドウ云フコトデアルカト申シマス、茲ニ組合ガ出來ル、個々別々ノ住宅組合ガ澤山出來ル、其場合ニ住宅組合ノ聯合會ヲ拵ヘテ、個々別々ノ住宅組合ヲ統率スルニ、聯合會ヲ拵ヘマス必要ガアルデアラウ、極端ニ申シマシタナラバ、住宅組合聯合會設立ヲ強制スル權利ヲ、行政廳ノ方ニ於テ御持チニナッテ置イタナラバ、將來事業ヲ發達セシメル上ニ於テ、非常ニ便利デアルマイカト思ヒマス、ソレガ第四デアリマス、簡單ニ申シマス、住宅組合聯合會設立ヲ強制スルト云フ條文ヲ設ケ置ク必要ヲ認メザルヤ否ヤト云フノデアリマス

○田子政府委員 御尋ハ四點程ゴザイマシタヤウニ思ヒマスガ、順序ヲ以チマシテ御答ヲ申シマス、第一ハ本法ニ似寄ッタ外國ノ立法例、竝ニ其實際如何ト云フ御尋ノヤウニ解釋致シマシタ、實ハ本法案ヲ造リマスコトニ就キマシテ、各國ノ法例モ相當調ベテ居リマス、尙ホ又實際モ調ベテ見マシタ、只今御話ガアリマシタヤウニ、亞米利加ノ如キハ資金組合、資金ノ組合トシマシテ會員ニ資金ヲ貸付スル組合ノ制度ハ、餘程能ク發達シテ居ルヤウニ考ヘマス、佛蘭西ニハ衛生的ノ住宅ヲ供給スル爲メニ、法律ヲ定メテ置キマス、英吉利ニモ之ニ類似シマシタ、是ト全然同ジデハゴザイマセヌガ、「ユチリチイツイサイチイ」ト云フモノガゴザイマス、獨逸ノ方モ調ベテ見マシタガ、矢張之ニ似寄ッタモノガゴザイマス、唯ダ外國ノ此法律ト少シク趣ヲ異ニシテ居リマスノハ、外國ノハ主ニ組合ニ資金ヲ融通シマスヤウナ融通組合、資金組合デゴザイマス、我國デ造リマセウトシマス點ハ其點デナクシテ、住宅ヲ取得シムル住宅供給組合、此點ニ就テ聊カ趣ヲ異ニシテ居ルト思ヒマスガ、併ナガラ外國ニ於キマシテ此モノニ似寄ッタモノヲ布キマシタ國ニ於テ、何レモ好成績ヲ占メマシテ、善キ發達ヲ遂ゲテ居ルト云フコトハ之ヲ認メルノデゴザイマス、尙ホ細カイ外國ノ立法例等ハ、多少

調ベマシタモノガゴザイマスカラ、機會ヲ以テ御覽ニ供スルコトハ宜シイト思ヒマス、其事ハサウ云フ風ニ考ヘテ居リマス、ソレカラ第二點ハ本法案ニ依ッテ組合員タリ得ベキ人ノ資格ハドウデアルカト云フ御尋デゴザイマス、此組合ニ就キマシテハ、中流階級ノ者ヲ目當シテ居リマス、關係上、其人ノ種類ニ就キマシテ、労働者タルト、若クハ俸給生活者タルト、若クハ言論機關ニ從事シマス所ノ自由職業者タルト、何等之ヲ問ハナイ積リデアリマス、但シ本法ニ依ッテ取得シマスル所ノ家屋ニハ、一定ノ大キサヲ制限シ、餘リ大キナモノヲ造リマスツカ、附屬設備ニ就キマシテモ大キナ庭園ヲ造ルト云フコトハ、此命令ノ範圍ニ於キマシテ相當ノ制限ヲ付ケヤウト思ヒマス、其制限ニ依リマシテ其收入ノ額ニハ相當制限ガ付イテ参リマスカラ、結局或ハ三十坪トカ四十坪ト云フ位ノ家屋ノ制限ヲ付スルコトハ、組合員ノ爲メニ命令ガ定メルノデアリマスカラ、隨テ人ノ種類ハ職業ニ依ッテ區別ハナクシテ、收入ニ依ッテ區別ガ生ズルヤウニナルダラウト考ヘルノデゴザイマス、第三ハ私ニハ知識ガ乏シイ爲メニ間違ッタ答辯カ知リマセヌガ、若シ間違ヒマシタラ後デ聽イテ能ク御答シヤウト思ヒマス、登記料ノコトデゴザイマスヤウニ伺ヒマシタガ、本法ノ法人タル資格ニ於テ登錄シマス——登記シマス場合ノ登錄税ハ、ソレハ產業組合法ト同ジク、此法人ノ性質ニ鑑ミマシテ免除ガ出來ルノデゴザイマス、多分御尋ハ此組合ニ於テ他ヨリ若クハ組合ヨリ、組合員ニ不動產移轉ノ場合ノ登記料ト考ヘマスガ、若シサウ云フコトデゴザイマスレバ、本法デハソレガ免除ニナリマセヌデ、若シサウ云フコトハ將來ニ於テ研究シナケレバナラヌト云フ問題デアリマスレバ、相當考ヘマシテ他日ノコトニ研究ヲ譲リタイト考ヘマス、次ニ第四點ノ聯合會ノ事デゴザイマスガ、是ハ產業組合法ヲ準用シテ居ラヌノデアリマス、實ハソレハ意ヲ用キテ準用シナカッタノデアリマシテ、此組合ハ學者ノ所謂短期組合デアッテ稀ニハ長期ノモノガ、特例トシテハナイノデアリマセ

○田子政府委員 其事ハ成ベク中央ニ於テ、内務省ヲ交渉シテ、其金ヲ内務省ノ盡力ニ依ッテ府縣等ニ貸付ケタイ考ヘデアリマス

○淺賀長兵衛君 私ガ第一ニ御尋致シタイ點ハ、住宅組合法ノ施行地域ノ問題デアリマス、此法案ヲ見ルト、全國ニ涉ッテ居ルヤウデアリマスガ、併シ社會政策問題トシテ、此法案ト姉妹法タルベキ借地法及借家法トノ關係ニ於テ、何故ニ全國的ニヤッタカ、私共ノ見ル所デハ、六大都市並ニ其接續町村ガ住宅ノ不足ニ惱ンデ居ル、言換ヘレバ借地法及借家法ニ於テハ、勅令ヲ以テ其施行地域ヲ定メルト云フコトデアアル、六大都市並ニ接續町村ダケニ止マル、然ラバツレト姉妹法タルベキ住宅法案ニ於テモ、其地域ハ矢張り前二法案トノ關係上同一ニスベキ必要ガアルガ、サウシナイノハドウ云フ御所見デアリマスガ、第二ハ先程土井君ガ第四點ノ質問ニ對スル 政府委員ノ御答辯ニ依レバ、本組合ハ其目的ヲ達シタ後ニ於テハ、當然組合ハ解散スルノデアルト申サレマシタガ、同一法規デアル以上、當然期間ハ同一ナルベキデハナイカト思ヒマス、第三ノ問題ハ惡意ノ組合員ニ強制規定ガ不備ノヤウデアリマスガ、以上ノ點ヲ御答辯願ヒタイ

○田子政府委員 借地法若クハ借家法ト本組合法ガ姉妹法ナリト云フ御解釋ハ、ドウ云フ御解釋デサウナリマスガ分リマセヌガ、私ガ先程申シマシタノハ、住宅ノ供給若クハ貸付ヲ目的トスル、詰リ住宅供給ヲ潤澤ナラシムル住宅組合法デ、住宅會社法若クハ住宅改良法ト云フヤウナモノガ出來レバ、姉妹法ト考ヘマスガ、此法案ノ如キ目下貸主ト借家人トノ紛争ヲ少ナカラシムルト云フヤウナ意味ニ於ケルモノハ、住宅其物ノ供給ヲ目的トスル法案デアリマスカラ、之ヲ姉妹法ナリト解釋スルノハドウカト考ヘマス、其法律論ハ姑ク別問題デアリマスガ、本法ヲ全國ニ施行スル理由ヲ、只今御尋ノコト、考ヘマス、是ハ實狀ニ鑑ミマシタノデアリマス、現在ニ於ケル住宅ノ不足ハ、一應六大都市若クハ其附近ノ町村ヲ保護シナケレバナラヌト存ジマス、大正八年ニ於テモ資金ヲ二千三百

萬圓出シテ居リマシテ、此處ニ表ヲ持ッテ居リマスガ、全國カラ住宅ニ就テハ非常ニ不足ヲ感シマシテ要求致シテ居リマス、實ハ此點ニ就テ社會政策ト云フモノハ、都市生活ノ政策デアアル、都市ノ問題デアルト云フヤウニ、外國ナドハ議論サレマスケレドモ、日本ノ實例ヲ見ルトサウデハナイ、町村等ニ於テ隨分要求シテ居ルノデアリマスカラ、此法案ハ借地法、借家法等トハ單ニ姉妹法ト云フ關係ガナイノミナラズ、實際ノ實狀ニ照シテ、區域ヲ限ル必要ハナイト考ヘマス、ツレカラ第二點ハ組合員ノ存立ノ時期ニ關シテ定メルノガ至當デハナイカト云フ仰セデアリマスガ、組合員ガ所有權全部ヲ取得シタ時分ニ於テハ、自然ニ消滅スルモノト考ヘマス、隨テ別ニ期間ヲ限ル必要ハナイト思ヒマス、若シ實際ニ照シテ、必要ガアルト云フコトデアリマスレバ、定款デ相當ニ解決スベキ狀況ニ應ジタ期間ヲ定メルノガ宜カラウト思ヒマス、法律ノ力ヲ以テ時期ヲ限ルト云フ理由モ、私ハ割合ニ乏シイカト考ヘマス、第三點ハ惡意ノ組合員ニ對スル制裁ト云フ御尋デアリマスガ、惡意ト云フヤウナ意味ハ別ニゴザイマセヌデモ、假ニ組合ヲ利用シテ——組合員タル資格ノナイ、所謂富豪トカ、富裕階級ノ人々若クハ貸家營業ヲスル者ガ、此組合法ヲ利用シテ、家ヲ供給シ、ツレヲ轉賣シテ儲ケル、或ハ自分ガ富豪ナルニ拘ラズ、不當ニ保護ヲ受ケルト云フヤウナ者ノ惡意ノ組合員ト假定シマスレバ、此法案ニ於テ其點ニ就テ第五條ノ制限並ニ第四條ニ於テ「一組合員ニ付一戸ニ限ル」ト云フヤウナ制限ガアリマスカラ、サウ云フモノハ相當ニ妨ゲルト考ヘマス、又之ヲ妨ゲル積リデ、斯ク規定シテ置イタノデアリマス、或ハ御答ガ徹底シナイカモ知レマセヌガ……

○淺賀長兵衛君 私ノ質問ノ第一點ニ就キマシテハ、借地法及借家法ト本組合法トノ間ノ姉妹法ト云フ點ニ就キマシテ、田子政府委員ガ關係ナク、姉妹法タル性質ハナイト答ヘマシタ、其點ニ就キマシテハ見解、相違ガアリマシテ、私共ハ六大都市ノ都市並ニ少クトモ都市接續地方ニ於ケル現下ノ住宅拂底ノ實情ヲ調査スルト、或ハ是ハ借地問題トナリ、借家問題トナリ、住宅問題トナリ、自カラ其間ニハ關聯ガアルト云フ見地ヲ持ッテ居リマスガ、現下ノ情勢ニ對シテ社會政策ノ上カラ、借地法案、借家法案、住宅組合法案ノ如キハ、何レモ是ガ一ツトナツテ、而シテ社會政策ノ大目的ヲ達スルコトガ出來ルト云フ見地ニ於テ、私ハ諒解シタイト思ッテ居リマス、ツレカラ第二點ニ就キマシテ、聊カ私ノ質問致シタイ點ハ、私共ハ住宅組合ニ於テ一定ノ出資ヲスルニ、一定ノ期間内ニ拂込ヲ爲サシメテ、權利ノ移轉其他ノ方法ヲ執ル上ニ於キマシテハ、少クトモ之ヲ全國的ニ施行スヘキ其期間ヲ統一スル必要ガアリハセヌカト云フガ、實際ノ狀態デアリマス、其點ニ就キマシテ御答辯願ヒタイ、ツレカラ第三ノ點ニ就テハ、惡意ノ組合員ニ對スル不備ノ點ハ、其一部ハ私ノ質問ノ趣旨ニ適ウテ居リマス、私ハ此組合員タルベキ資格ヲ有スル者ハ、當然其組合員トシテ住宅組合ニ加入シテ、而シテ其組合員ガ之ヲ他ニ抵當權ノ目的其他ニスルト云フ惡意ヲ有スル際ニ於テハ、ドウデアアルカ、之ニ就テハ唯ダ單ニ第九條ニ「未拂込出資金額ニ付其ノ住宅ノ上ニ抵當權ヲ設定セシムルコトヲ得」ト云フ規定ガアルノデアリマスガ、是デハ聊カ不備デアリハセヌカト云フ考ヲ以テ、實ハ質問致シタ次第デアリマス

○委員長(福井三郎君) 通告ノ順ニ質問ハ濟ミマシタガ、尙ホドナタカ御考付ノ御質問ハゴザイマセヌカ

○土井權大君 一寸私モ質問ヲ致シタイ、產業組合法ニハ七八人アレバ之ヲ拵ヘラレルト云フコトデアリマスガ、此住宅組合法ニハ何人以上デスカ、七人以上デ宜シイカ若クハ二十人以上デアアルカ、之ヲ伺ヒタイ

○田子政府委員 產業組合法ニハ七八人以上トナツテ居リマス

○土井權大君 所ガ產業組合法ニハ七八人以上デ之ヲ設立スルコトヲ得ルコトニナツテ居リマスガ、ツレガ準用サレレコトニナルト斯ウ思ッテ居リマシタ

ラ、此第十六條中、住宅組合法ノ第七條ノ適用ガ脫ケテ居ルヤウデ、即チ第一條、第五條、第十六條ト斯ウナッテ居リマスガ、其點ヲ承リタイ

○田子政府委員 ソレハ産業組合法デ除ク分ダケ舉ゲタデス

○土井權大君 能ク分リマシタ

○委員長(福井三郎君) 是ハ受ケノ良イ法案デスガ、何カ御質問ハアリマセヌカ——一寸速記ヲ休ンデ其間ニ懇談ヲ願ヒマス

(速記中止)

○淺賀長兵衛君 只今ノ表ハ、先刻私ガ質問シタ第一點トシテ御伺ヒシタ事ニ附隨シテ、政府委員ノ答辯トシテ載セテ置イテ戴イタ宜カラウト思ヒマス

○委員長(福井三郎君) 尙ホ御尋致シマスガ、其表ヲ速記ノ中ニ掲ゲテ置ケバ宜イト云フノデスカ

○淺賀長兵衛君 サウデス

○委員長(福井三郎君) 御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長(福井三郎君) ソレシヤ御異議ナイヤウデゴザイマスカラ、今ノ表ハ速記ノ中ニ掲ゲルコトニ致シマス、ソレカラ尙ホ前質問デゴザイマスカ

(「アリマセヌ」ト呼フ者アリ)

○委員長(福井三郎君) ソレデヤ御質問モ大抵是デ終了ト見テ宜シウゴザイマスカ

(「異議ナシ」「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長(福井三郎君) ソレデハ是デ質問ハ終了致シマシタ、ソレデハ是カラ御意見ヲ伺フノデゴザイマスガ、朝來大變御勉強下サイマシタカラ、今日ハ是ダケニ致シマシテ、次回ニ御意見ヲ伺ツテ、兩案トモ決定スルコトニ致シマセウト思ヒマス、就テハ其時期ハ政府デモ急イデ居ラレマスカラ、成ベク早ク定メルコトニ致シマシテ、公報ヲ以テ御通知ヲ致シマス、今日ハ是デ散會ヲ致シマス

午後二時三十三分散會

(參照) 住宅難ヲ訴ヘツ、アル地方一覽(大正九年度分)

(北海道) 札幌區 住宅 旭山區 同

南尻別村 同 夕張町 同

深川町 同 多度志村 同

上北龍村 同 名寄町 同

網走町 同 當別村 同

道地方費 同

(東京府) 東京市 住宅 東京府慈 同

大藏省購 同 戸塚町 同

買租合 同

(京都府) 京都市 住宅 中舞鶴町 同

新舞鶴町 同 市場

(大阪府) 小阪村 住宅市場

(神奈川縣) 橫濱市 住宅 橫須賀市 同

川崎市 同 藤澤町 同

生見尾村 同 橫濱住宅信 同

町田村住宅 同 市場

建築組合 同

(兵庫縣) 尼崎市 住宅

(長崎縣) 長崎市 住宅

(埼玉縣) 入間建築信 住宅

用購買組合 住宅

(群馬縣) 群馬市 住宅

(群馬縣) 前橋市 住宅

(栃木縣) 足利町 住宅

(奈良縣) 奈良市 住宅

(靜岡縣) 西方形 住宅

(滋賀縣) 大津市 住宅

(岐阜縣) 美濃町 住宅

(長野縣) 松本市 住宅

(山形縣) 山形縣 住宅

(秋田縣) 秋田市 住宅

(福井縣) 福井市 住宅

(福井縣) 福井市 住宅

(石川縣) 金澤市 住宅

(富山縣) 富山市 住宅

(高岡市) 同 富山縣 同

(鳥取縣) 鳥取市 住宅

(島根縣) 島根市 住宅

(松江市) 同 太田町 同

(松江市) 同 市場

(松江市) 同 市場

(松江市) 同 市場

(松江市) 同 市場

(松江市) 同 市場

(松江市) 同 市場

(松江市) 同 市場

(松江市) 同 市場

(松江市) 同 市場

(松江市) 同 市場

有田町 同

久留米市 住宅市場

新居郡 同

大洲町 同

越智郡 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

(熊本縣)

熊本市

住宅

(鹿兒島縣)

鹿兒島市

住宅

備考 本表ハ住宅及市場建設ノ爲低利資金ヲ
供給セシ地方ヲ列記セルモノニシテ直接住
宅難ノ狀況ヲ基礎トセシモノニアラサルモ
六大都市以外ニ於テモ住宅ノ缺乏ヲ訴ヘツ
ツアル地方多キヲ參照スルニ足ラン